

沖縄県における二輪車の車両通行帯(車両通行区分)の交通規制について

下記区間では、**二輪車は第一通行帯(第一車線)を走行**(※1)しなければなりません。
 ただし、右折・横断する場合(※2)は、**あらかじめその前から、できる限り道路の中央に寄って**右折・横断するようにしてください。

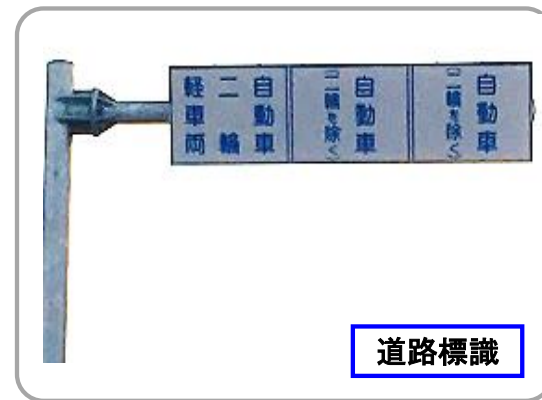
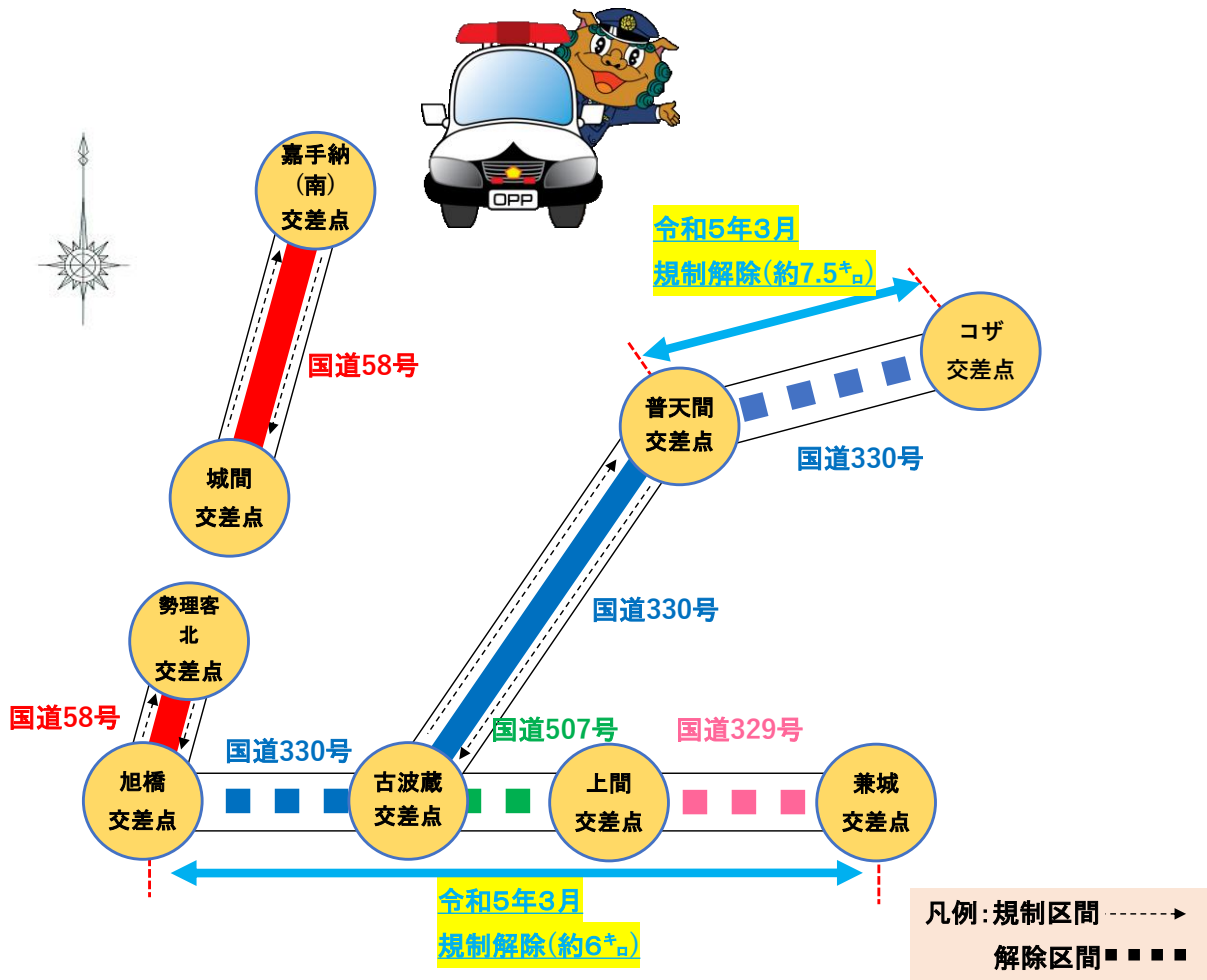
【右折等の方法：道路交通法第34条第2項 横断等の方法：第25条第2項】

(※1) バスレーン規制区間・時間は、同規制により第1通行帯を通行 (※2) 原付の二段階右折場所を除く

【道路交通法第20条第2項】

車両は、道路標識等によって通行の区分が特に指定されている車両通行帯があるときは、その指定された車両通行帯によって通行しなければならない。

罰則 5万円以下の罰金
違反点 1点
反則金 二輪 6千円、原付 5千円



※ この資料については、沖縄県警察ホームページにも掲載されています。